

東広島市農業委員会令和7年1月（第1回）総会議事録

- 1 開催日時 令和7年1月31日（金） 午前10時02分から午前10時34分まで
- 2 開催場所 東広島市役所本館3階 303会議室
- 3 出席委員 19人

本議席番号順

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	長 原 毅	5	台 川 洋 子	6	中 務 秀 子
7	古 川 みどり	8	杉 本 源 藏	9	柏 尾 博 明
10	荒 谷 義 憲	11	村 上 義 則	12	木 原 省 五
13	財 満 俊 子	14	仲 伏 英 雄	15	高 尾 昭 臣
16	大 月 靖 規	17	土 井 浩 文	19	古 本 啓 之
20	橘 川 一 則	22	高 木 昭 夫	23	高 橋 久 雄
24	住 井 正 美				

- 4 欠席委員 5名

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
2	久 保 伸 司	3	岡土居 正弘	4	脇 坂 俊 之
18	在 間 輝 昭	21	小 倉 亜紗美		

- 5 傍聴人 なし

- 6 議事録署名者

議長(会長) 22番 高 木 昭 夫 委員 23番 高 橋 久 雄 委員

- 7 次第

- (1) 開会
- (2) 議事録署名者指名
- (3) 会期の決定
- (4) 議案

議案第1号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

(5) 報告

- 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について
報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分について
報告第3号 法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について
報告第4号 農地転用（農業用施設）届出の受理について
報告第5号 農地改良届出の受理について

(6) 閉会

8 出席者

（農業委員会事務局職員）

事務局長	尾 崎 修 司
局長補佐兼農地保全係長	定 井 芳 紀
局長補佐兼農地係長	松 下 健 司
農地保全係主査	合 原 茂 宏
農地係主査	小 田 美 香
農地係主査	豊 田 宏

黒瀬支所産業建設課産業振興係長	立 山 清 信
福富支所地域振興課産業建設係主査	平 賀 礼 仁
豊栄支所地域振興課産業建設係主任主事	岡 本 美由紀
河内支所産業建設課産業振興係主査	枝 廣 めぐり
安芸津支所産業建設課専門員	大 下 宏 治

（農業委員会事務局以外の職員）

産業部農林水産課
担い手支援係主査 崎 里 恵

議 長	それでは、これより令和7年1月総会を開催いたします。 これからは着席の上、議事進行をいたします。 在任委員数24人中19人の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定数に達しており、会議は成立をしております。 次に、日程第1の議事録署名者を指名いたします。 東広島市農業委員会会議規則第34条第2項の規定により、22番高木委員、23番高橋委員を指名をいたします。 次に、日程第2の会期の決定についてをお諮りいたします。 会期は、令和7年1月31日1日限りとしてよろしいでしょうか。
	< 異議なし >
議 長	それでは、会期は令和7年1月31日1日限りといたします。 これより日程第3の議案審議に入ります。 なお、1月となりましたので、議案番号は1番からとなりますので、ご了承ください。 初めに、議案第1号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」を上程いたします。 この案件は東広島市長から意見を求められているため、農林水産課から説明をお願いいたします。
崎 里 主 査	それでは、議案第1号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」ご説明いたします。

崎 里 主 査	資料の別紙 1 をご覧ください。 今回、議案として提出しております農地利用集積計画につきましては32件、177,923㎡で、一括方式による利用権の設定に係るものでございます。 なお、今回の農用地利用集積計画につきましては、本日の総会でご決定をいただきましたら、2月5日付で公告することとしております。 説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。
議 長	ただいま農林水産課から説明がありました。 本案は、本日配付しております資料 1 の議案第 1 号関係の欄にありますように、脇坂委員、大月委員が関係者となっており、農業委員会に関する法律第31条第 1 項の規定に基づく議事参与の制限に該当します。 先に関係者分のみを審議することとしますが、本日脇坂委員が欠席のため、関係者は大月委員のみとなります。大月委員におかれましては、審議の間、退席をお願いします。
	< 大月委員、退室 >
議 長	それでは、議案第1号の事案のうち関係者分についてご質問、ご意見等がありましたら発言をお願いします。
	< なし >
議 長	ご意見が無いようですので、これより質疑に入ります。 議案第1号の事案のうち、関係者分について決定することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第1号の事案のうち、関係者分については決定をいたします。 それでは、関係者の方は入室をお願いします。
	< 大月委員、入室 >
議 長	続きまして、議案第 1 号の事案のうち、先ほど異議がない旨、東広島市長へ回答することにご賛成をいただいた事案以外について、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。
	< なし >
議 長	ないようですので、それでは採決に入ります。 議案第 1 号の事案のうち、関係者分以外について、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第 1 号は異議のない旨、東広島市長に回答することに決定いたします。 農林水産課の崎里さん、ありがとうございました。退席をお願いします。
	< 崎里主査、退室 >
議 長	続きまして、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
小 田 主 査	それでは、総会議案の 2 ページをご覧ください。 議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する処分決定について」を説明いたします。 今月は21件の申請がありました。申請地の田、畑別の筆数、面積の内訳は、9 ページに記載のとおりです。 申請番号 1－1 でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には 2 人の労働力があり、必要な農機具も保有されておられます。 続いて、2－2、3－3 は譲受人が同一であり、関連いたしますので、一括して説明させていただきます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には 4 人の労働力があり、必要な農機具も保有されておられます。

小 田 主 査	続いて、4－4でございます。 親族間の贈与のため、所有権を移転するものです。受人本人が耕作し、必要な農機具も保有されておられます。 続いて、5－5でございます。 新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳の会社役員の方です。農地を探していたところ、譲渡の話があり、このたびの申請に至ったものです。隣接する居宅を購入し、転居する予定です。申請地では、ナス、カボチャなどの季節野菜やブドウ、イチジクなどの果樹を作付する計画です。 続いて、6－6でございます。 耕作者へ譲渡のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されておられます。 続いて、7－7でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されておられます。 続いて、8－8でございます。 親族間の贈与のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。 続いて、9－9でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人本人が耕作し、必要な農機具も保有されておられます。 続いて、10－10でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には4人の労働力があり、必要な農機具も保有されておられます。 続いて、11－11でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には4人の労働力があり、必要な農機具も保有されておられます。 続いて、12－12でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されておられます。 続いて、13－13でございます。 新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳の会社役員の方です。野菜を栽培したいと農地を探していたところ、譲渡の話があり、このたびの申請に至ったものでございます。隣接する居宅を購入し、農作業の拠点とする予定です。申請地では、ニンニクなどの季節野菜や柿などの果樹を作付する計画です。 続いて、14－14でございます。 自宅近くで耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には7人の労働力があり、必要な農機具も保有されておられます。 続いて、15－15でございます。 新規就農のため、所有権を移転するものです。申請地は令和6年9月に3条の許可を受けておりますが、譲受人が変更となったため、改めて申請をするものでございます。受人は●歳会社員の方です。農業を始めたいと農地を探していたところ、譲渡の話があり、このたびの申請に至ったものです。隣接する居宅を購入し、転居する予定です。申請地では、タマネギ、ジャガイモなどの季節野菜やミカン、アボカドなどの果樹を作付する予定です。 続いて、16－16でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されておられます。 続いて、17－17でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人は農地所有適格法人であり、必要な農機具も保有されておられます。申請地では、水稻を作付予定です。 続いて、18－18でございます。
---------	---

小 田 主 査	耕作者へ譲渡のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されておられます。 続いて、19-19でございます。 新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳の会社員の方です。隣接する居宅を購入し、転居されておられます。申請地では、イチジク、フェイジョアなど果樹を作付する計画です。 続いて、20-20でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には4人の労働力があり、必要な農機具も保有されておられます。 続いて、21-21でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。本件は、●●に本店を置く●●が農地を取得し、太陽光パネルの下部において神事などに使用するサカキの栽培をするものです。受人の労力総数は、役員を含めた従業員30名に加え、季節雇で複数名雇用される予定です。本市においては、現在、農地法第3条により78,668.37㎡の農地を取得しております。 以上、21件の申請につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと判断しております。 説明は以上でございます。
議 長	ただいま事務局から説明がありました。 担当の委員さんから必要があれば補足説明をお願いいたします。
	< なし >
議 長	ないようですので、本案は本日配付しております資料1の議案第2号関係の欄にありますように高木委員が関係者となっており、農業委員会に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限に該当します。 先に関係者分を審議することといたしますので、高木委員におかれましては、審議の間、退室をお願いします。
	< 高木委員、退室 >
議 長	それでは、議案第2号の事案のうち、関係者分についてご質問、ご意見等がございましたら発言をお願いします。
	< なし >
議 長	ないようですので、これより採決に入ります。 議案第2号の事案のうち、関係者分について許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第2号の事案のうち、関係者分については許可することに決定をいたします。 それでは、関係委員の方は入室をお願いします。
	< 高木委員 入室 >
議 長	続きまして、議案第2号の事案のうち、先ほど許可した事案以外についてご質問、ご意見等がございましたら発言をお願いします。
	< なし >
議 長	ないようですので、それでは採決に入ります。 議案第2号の事案のうち、関係者分以外について、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第2号は許可することに決定いたします。 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。
豊 田 主 査	それでは、総会議案の10ページをご覧ください。 議案第3号についてご説明いたします。

豊田 主査	今月は7件の申請がありました。申請地の田、畑等別の筆数、面積の内訳につきまして、総会議案の12ページをご覧ください。 それでは、1－1についてご説明いたします。 農業用施設への転用事案でございます。受人は、●●におきまして農業の経営及びこれと併せて行う林業の経営などを営む農事組合法人でございます。申請地は、●●の北西に位置します第1種農地でございます。申請地は既に農業用施設として利用されておりますが、農地法の許可を得ていないことが判明したため、申請されたものでございます。本件は、農地法施行令第11条第1項第2号イ農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設に供する場合として、第1種農地の不許可の例外に該当します。なお、申請地は受人及び渡人が許可を得ることなく施工されていたため、始末書を徴取しております。 続きまして、2－2についてご説明いたします。 太陽光発電設備への転用事案でございます。申請地は、●●の西に位置します第2種農地でございます。受人は、●●に本店を置き、売電事業を営む会社でございます。このたび、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものでございます。 続きまして、3－3、4－4は事業者が同一であり、関連しますので、一括して説明いたします。 一般住宅及び駐車場への転用事案でございます。受人は、●●におきまして借家に居住されております。申請地は、●●の南東に位置します第2種農地でございます。このたび、住宅を新築するため、転用しようとするものでございます。なお、開発許可申請につきましては、担当部局に提出済でございます。また、申請地の一部は水路施工業者が許可を得ることなく砂利敷を行っていたため、始末書を徴取しております。 続きまして、5－5についてご説明いたします。 駐車場への転用事案でございます。申請地は、●●の北東に位置します第1種農地でございます。受人は、●●に本店を置き、自動車用電球及びその他の電球の製造、販売並びに輸出入等を営む会社でございます。申請地は、令和4年3月18日付で農地法第5条の一時転用の許可を取っている場所でございます。隣接する工場の拡張に伴い、今後も従業員の駐車場が必要であるため、このたび転用しようとするものでございます。本件は、農地法施行規則第35条第5号既存施設の拡張であり、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものとして、第1種農地の不許可の例外に該当いたします。また、農振農用地からは令和6年3月28日付で除外済みとなっております。 続きまして、6－6についてご説明いたします。 資材置場及び駐車場への転用事案でございます。申請地は、●●の北に位置します第2種農地でございます。受人は、●●に本店を置き、土木工事業などを営む会社でございます。このたび、資材置場及び駐車場が新たに必要となったため、転用しようとするものでございます。なお、申請地の一部は、渡人が許可を得ることなく施工されていたため、始末書を徴取しております。 続きまして、7－7についてご説明いたします。 駐車場への転用事案です。申請地は、●●の西に位置します第1種農地でございます。受人は、●●に居住され、不動産業などを営んでおられます。このたび、駐車場が新たに必要となったため、転用しようとするものでございます。本件は、農地法施行規則第33条第4号住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして、第1種農地の不許可の例外に該当いたします。 以上、ご説明いたしました7件につきまして、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることから、許可要件を満たしていると考えています。なお、第1種農地の案件は広島農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされており、今月は本日配付いたしました一覧表のうち、1－1、5－5、7－7を意見聴取いたします。 以上、ご審議をお願いいたします。
議長	ただいま事務局から説明がありました。

議	長	担当の委員さんより必要があれば補足説明をお願いします。
		< なし >
議	長	ないようですので、これより質問に入ります。 ご質問、ご意見等がございましたら発言をお願いします。
		< なし >
議	長	ないようですので、それでは採決に入ります。 議案第3号のうち、本日配付した広島県農業委員会ネットワーク機構意見聴取一覧表に記載のとおり、意見聴取の対象案件については許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可されることに異議ありませんとの回答であれば許可することに、また意見聴取の対象外については本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。
		< 全員挙手 >
議	長	全員賛成ですので、議案第3号のうち、意見聴取の対象案件については許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可されることに異議ありませんとの回答であれば許可することに、また意見聴取の対象外については本総会で許可することに決定をいたします。 続いて、日程第4の報告事項に入ります。 報告第1号から報告第5号までについて事務局の説明を求めます。
松下局長補佐		資料の報告事項をお願いいたします。 報告第1号から報告第5号までは、東広島市農業委員会事務局規程第6条の規定に基づき、事務局において専決処分をいたしましたので、その概要を報告させていただきます。 1ページをお願いいたします。 報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。 2ページをお願いいたします。 市街化区域内における農地法第4条による農地転用届は、今月分は3件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 3ページをお願いいたします。 報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。 4ページをお願いいたします。 市街化区域内における農地法第5条による農地転用届は、今月分は8件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 6ページをお願いいたします。 報告第3号「法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について」でございます。 7ページをお願いいたします。 法務局からの農地の転用事実に関する照会は、今月分は7件の照会がございました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 8ページをお願いいたします。 報告第4号「農地転用（農業用施設）届出の受理について」でございます。 9ページをお願いいたします。 農業用施設への転用届は、今月分は2件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 10ページをお願いいたします。 報告第5号「農地改良届出の受理について」でございます。 11ページをお願いいたします。 農地改良届は、今月分は2件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 私からは以上でございます。

議 長	報告が終わりました。 続きまして、日程第 5、その他に入ります。 委員の皆様から何かございましたらお願いします。
古 川 委 員	7 番古川です。 私からは、女性部会の活動として計画しております女性のための農機具等安全取扱講習会の開催について報告させていただきます。 例年のごとくやっておりますが、今年もまた頑張つてやろうかと思っております。募集定員は20名で、今、広報に募集しております。日時は 3 月 3 日月曜日の午後 1 時半からで、場所は河内町入野にあります J A 全農ひろしま広島営農技術センターです。今年は、機械のメンテナンスをという意見がありましたので、草刈り機のメンテナンスと管理機の操作方法を予定しております。ぜひ、男性の委員の方も興味がありましたら、ぜひ参加をお願いいたします。そして、一人でも多くの女性の方に農業に関心を持っていただき、農業に参加してもらうことを目的として開催する予定となっております。よろしく願います。
議 長	報告ありがとうございました。 ほかにありませんか。
	< な し >
議 長	ないようですので、次回の総会について木原会長職務代理者からお願いをいたします。
木 原 職 務 代 理 者	2月総会は、2月28日金曜日10時から市役所303会議室で予定しております。どうぞ出席いただきますようお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。 委員の皆様方には長時間にわたり審議、誠にご苦労さまでございました。 以上で1月総会を閉会いたします。

議事録署名者 議長 _____

議事録署名者 委員 _____

議事録署名者 委員 _____

議長(会長) 22番 高 木 昭 夫 委員 23番 高 橋 久 雄 委員